

平成 27 年度募集  
公募型協働事業審査結果のまとめ  
(平成 28 年度実施事業)

平成 28 年 3 月  
国分寺市協働コミュニティ課

# 目次

## 平成 27 年度募集公募型協働事業の結果報告

1. 募集及び審査会日程	1
1. 募集	1
(1) 事業概要	
(2) 募集要項等配布期間	
(3) 質疑及び回答期間	
(4) 応募期間	
2. 審査会日程	1
2. 採択団体	2
1. 採択団体一覧	2
2. 採択・不採択団体に対する付帯意見	2
3. 審査結果及び審査方法	3
1. 審査結果一覧	3
2. 審査方法	3
(1) 書類審査	3
①書類審査基準	3
(2) 内容審査	3
①内容審査基準	3
②審査項目	4
③判断基準	4
④最大点数	4

平成 27 年度第 4 回国分市協働事業審査会審査・選考資料・・・別添

# 平成 27 年度募集公募型協働事業の結果報告

## 1. 募集及び審査会日程

平成 27 年度は 1 回の募集を行い， 1 回の審査会を行った。

### 1. 募集

平成 28 年 1 月 1 日号市報及び市ホームページにて募集のお知らせを行った。

#### (1) 事業概要

事業名称/ (事業期間)	事業概要	担当課	上限金額
西恋ヶ窪親子ひろば事業 (市民室内プール) / (3年)	地域で、子育てをともに支え合うことを目的に、乳幼児とその保護者や妊婦及びその家族の方を対象に、安心して立ち寄り、遊び相手や話し相手がいって、気軽に相談ができる「親子ひろば」の提供をします。	子育て相談室	6,014,610 円 (3ヶ年分)

#### (2) 募集要項等配布期間

平成 28 年 1 月 5 日 (火曜日) から 1 月 21 日 (木曜日)

#### (3) 質疑及び回答期間

平成 28 年 1 月 5 日 (火曜日) から 1 月 9 日 (土曜日)

#### (4) 応募期間

平成 28 年 1 月 15 日 (金曜日) から 1 月 21 日 (木曜日)

## 2. 審査会日程

日 時：平成 28 年 2 月 8 日 (月) 13 時 30 分～15 時 00 分

会 場：市役所第 1 庁舎 3 階 第一・二委員会室

委 員：6 名出席

事業名：西恋ヶ窪親子ひろば事業 (市民室内プール)

## 2. 採択団体

### 1. 採択団体一覧

事業名称	採択団体
西恋ヶ窪親子ひろば事業（市民室内プール）	コアラッコ・親子ひろばサポート国分寺

### 2. 採択・不採択団体に対する付帯意見

#### 【採択団体に対する意見】

##### コアラッコ・親子ひろばサポート国分寺

プレゼンテーションから団体の事業に対する意欲や熱意は十分伝わりました。また、事業実施に対する理解も認められます。しかしながら、団体の実績から、スタッフ体制及び予算のマネジメントにおいて、本事業を的確に運営していけるのか懸念が残りました。本事業における過去の実績等を参考にし、より利用者に沿ったサービスができますよう担当課と協議しながら進めてください。また、個人情報の管理について、これまでの一元管理ではリスクが高いと考えます。担当課と再考し、組織的管理を構築されることを望みます。

#### 【不採択団体に対する意見】

##### NPO法人ワーカーズ風ぐるま

企画書及びプレゼンテーションから、団体のスタッフ体制及び利用者に対する講座等の取組みは評価いたします。また、費用の積算に対する努力も見受けられました。しかしながら、個人情報保護について、具体的な対策及び管理体制が不明確であり不安が残りました。

自主事業実施において、市の広報等を活用するなど、広く市民への周知を図られながら、さらなる事業の拡充を期待します。

### 3. 審査結果及び審査方法

#### 1. 審査結果一覧（あみかけは不採択団体）

事業名称	応募団体	事業費	得点	採択・不採択
西恋ヶ窪親子ひろば事業(市民室内プール)	コアラッコ・親子ひろばサポート国分寺	6,014,610 円	140 点 / 192 点	採択
	NPO法人ワーカーズ風ぐるま	5,992,041 円	134 点 / 192 点	不採択

#### 2. 審査方法

公募型協働事業の審査はまず「書類審査」を行い、「書類審査」に合格した団体にのみ「内容審査」を行った。

##### (1) 書類審査

書類審査は担当課が行い、すべての団体が書類審査に合格した。

##### ①書類審査基準

次の各号に該当するものは無効又は失格とする。

- (1) 資格要件を欠くもの
- (2) 提出書類に虚偽の記載があったもの
- (3) その他選定に係る不正行為があったもの

##### (2) 内容審査

国分寺市協働事業審査会（以下「審査会」という。）において応募団体によるプレゼンテーション（10分）の後、応募団体及び担当課に対し審査会委員より質疑（10分）を行い、審査基準に基づき審査・選考を行った。

##### ①内容審査基準

審査項目について、審査会委員が判断基準に従い、A（4点）～D（1点）で評価し、合計得点が最も高い団体を採択する。ただし、同一審査項目について委員の過半数の評価がCまたはDとなった場合、その企画内容を問わず不採択とする。

## ②審査項目

審査項目	審査項目の説明
① 業務執行体制の状況	業務執行体制が充実しており、円滑に業務を行えるか。
② 事業への意欲・熱意	企画提案内容、プレゼンテーション等から事業の実施に熱意や意欲を感じられるか。
③ 事業実施に関する理解力	事業実施に関して必要な知識を有しているか。
④ 事業効果を高めるための創意工夫・独創性	効果を高めるための、創意工夫がされているか。その団体でしかできないもの、他にはない提案があるか。
⑤ 団体構成員の能力育成	団体構成員への能力育成や市民に対する接遇・苦情対応などのサービス向上の取組みが図られているか。
⑥ 費用の妥当性	提案内容を実現するための妥当な経費見積りとなっているか。
⑦ 個人情報保護等に関する措置	個人情報保護等に関する措置が図られているか。
⑧ 安全性への配慮・対策	安全性への配慮や対策が行われているか。

## ③判断基準

判断基準	
A(4点)	評価できる
B(3点)	どちらかといえば評価できる
C(2点)	どちらかといえば評価できない
D(1点)	あまり評価できない

## ④最大点数

最大得点の算出方法は以下のとおり。

$$\text{最大点数} = (\text{評価項目数}) \times (4\text{点}) \times (\text{出席委員人数})$$

よって、西恋ヶ窪親子ひろば事業（市民室内プール）の最大点数は、  
 $192 = (8\text{項目}) \times (4\text{点}) \times (6\text{名})$

## 審査資料

(応募書類及び募集要項等)

**【平成 27 年度第 4 回国分寺市協働事業審査会】**

# 審査資料目次

## 1. 募集要項等

西恋ヶ窪親子ひろば事業（市民室内プール）・・・・・・・・・・ 1

## 2. 応募書類

コアラッコ・親子ひろばサポート国分寺・・・・・・・・・・ 10

NPO 法人ワーカーズ風ぐるま・・・・・・・・・・ 22

※応募書類には以下の書類を添付しています。

①様式第3号（申込書）

②様式第4号（事業企画書）

③定款・会則・規約

④平成26年度収支決算書類及び平成27年度収支予算書類

⑤過去の活動実績報告書

## 3. 国分寺市協働事業審査会委員名簿



# 募集要項等



## 「西恋ヶ窪親子ひろば事業（市民室内プール）」募集要項

### 事業目的

地域の中で孤立しがちな乳幼児とその保護者等に対して、安心して立ち寄り、遊びと交流及び相談ができる「親子ひろば」を、市民と市が連携し、協働で行うことにより、子育てをともに支え合うことができるまちづくりを推進することを目的とする。

### 1. 事業名

西恋ヶ窪親子ひろば事業（市民室内プール）

### 2. 履行場所

国分寺市西恋ヶ窪 3-32-6

国分寺市民室内プール 2階和室

### 3. 開設日・時間

月曜日（第2・4・5）、火曜日、水曜日（閉設した月曜日の週に属する日）及び木曜日の午前10時から午後3時まで。

ただし、次に掲げる日を除く。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日まで
- (3) 市民室内プールの休館日
- (4) 市長が必要により閉設とした日時

### 4. 履行期間

平成28年4月1日から平成31年3月31日まで

### 5. 事業内容

- (1) 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
- (2) 子育て等に関する相談、援助の実施
- (3) 地域の子育て関連情報の提供
- (4) 子育て及び子育て支援に関する講習等の実施（月1回以上）

※国分寺市親子ひろば事業要綱に遵守すること。

※国及び東京都の交付金もしくは補助金要綱等に基づくものであるため、改正があった場合は、それに準じて業務内容に修正又は変更が生じるものとする。

### 6. 委託金額

委託事業の予算限度額は 6,014,610 円とする。（消費税を含む。）

## 7. 第二種社会福祉事業について

本事業は、児童福祉法第6条の3第6項の地域子育て支援拠点事業に規定され、社会福祉法第2条第3項の第二種社会福祉事業として位置づけられている。よって、法令、通知、要綱等を遵守し、受託事業者自ら運営をすること。

## 8. 応募資格

応募資格は以下の「(1) 又は (2)」に該当し、かつ下記「A~F」に該当する団体であることとする。

- (1) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づき設立された法人であり、かつ(2)に掲げるイ及びウに該当する団体であること。
- (2) 国分寺市内に拠点又は連絡場所があり、次のいずれにも該当する市民活動団体であること。
  - ア 代表者を含み3人以上の役員を置き、かつ、構成員に5人以上の国分寺市民がいること。
  - イ 1年以上継続した活動を行っていること。
  - ウ 団体の運営に関する会則・規約に基づき民主的に運営され、予算・決算を適正に行っていること。
  - エ 前年度の決算書、活動報告書、直近年度の予算書、活動計画書があること。

- A：暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は国分寺市暴力団排除条例（平成24年条例第21号）第2条に掲げる暴力団員等及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- B：第三者に損害を与えた場合に、個人情報に関わる部分も含め、補償等に対応できる保険に加入できること。
- C：法人の場合は最新の営業年度の法人税、法人市民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。団体の場合は、代表者の最新の所得税、市民税を滞納していないこと。
- D：宗教の教義の布教等を主たる目的としないこと。
- E：政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反することを主たる目的としないこと。
- F：特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条（公職の定義）に規定する公職をいう。）の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれに反することを目的としないこと。

## 9. 応募手続

### (1) 応募用紙配布

配布期間 平成28年1月5日(火曜日)から1月21日(木曜日)

※ 日曜日、月曜日(休館日)及び休日を除く午前9時から午後5時まで

配布場所 子ども家庭支援センター

※ 市のホームページよりダウンロードすることも可能です。

国分寺市ホームページ <http://www.city.kokubunji.tokyo.jp/>

### (2) 質疑及び回答

質疑期間 平成 28 年 1 月 5 日 (火曜日) から 1 月 9 日 (土曜日)

※ 日曜日、月曜日(休館日)及び休日を除く午前 9 時から午後 5 時まで  
質疑の要旨を質問書(様式第 1 号)に記載し、子ども家庭支援センターに持参又はメールにて送付のこと。

回答方法 随時回答書(様式第 2 号)にて、質疑者に回答するとともに、必要な事項は市のホームページで告知する。

(3) 提出期間及び提出方法

提出期間 平成 28 年 1 月 15 日(金曜日)から 1 月 21 日(木曜日)

※ 日曜日、月曜日(休館日)及び休日を除く午前 9 時から午後 5 時まで。

提出方法 この事業に応募しようとする団体は、子ども家庭支援センターに事前に連絡のうえ、8 に規定する提出書類を持参すること。

10. 提出書類

(1) 申込書(様式第 3 号)

(2) 事業企画書(様式第 4 号)

(3) 過去の活動実績報告書

(4) 団体の運営状況に関する書類

ア 会則、規約

イ 平成 27 年度収支予算書

ウ 平成 26 年度収支決算書

(5) 法人の場合は最新の営業年度の法人市民税納税証明書(納税義務のない団体は不要)の写し

※ 提出書類については、返却いたしません。なお、提出書類については、国分寺市情報公開条例に基づく、情報公開の対象となります。

また、(1)～(4)の書類は審査結果とともに公表します。

11. 審査

提出された書類について審査を行い、書類審査に通過した提案について内容審査を行い選定する。

(1) 書類審査

次に該当する応募は、無効又は失格とする。

ア 資格要件を欠くもの

イ 提出書類に虚偽の記載があったもの

ウ その他選定に係る不正行為があったもの

(2) 内容審査

書類審査を通過した提案について、平成 28 年 2 月 8 日(月曜日) 予定の国分寺市協働事業審査会(以下「審査会」という。)において、別に定める基準に従い下記の事項について審査を行い、最も適当であると認められる団体を選定する。

ア 業務執行体制の状況

- イ 事業への意欲・熱意
- ウ 事業実施に関する理解力・専門性
- エ 事業効果を高めるための創意工夫・独創性
- オ 団体構成員の能力育成
- カ 費用の妥当性
- キ 個人情報保護等に関する措置
- ク 安全性への配慮・対策

(3) 審査結果の通知

審査の結果は書面で通知する。なお、審査の公正・透明性を図るため審査結果は公表する。

(4) その他

この事業に応募する団体が1団体であっても、上記の審査手続きを行うものとする。

12. 選定結果後の手続き

(1) 協定書等の作成

選定された受託団体と市長は、協議して協定書等を作成するものとする。

(2) 協定書の締結

市長は、上記(1)による協定書等について、市長と受託団体との協議が整ったときは、その締結をする。

なお、契約書については、平成28年度予算の議決がされた後に締結するものとする。

13. 契約保証金

契約事務規則第46条第2項第7号に基づき免除とする。

14. 成果物の帰属

事業の実施を通じて新たに発生して得られた成果物は、市に帰属するものとする。ただし、受託団体は市の承諾を得てその成果物を使用することができる。

15. 問い合わせ先

国分寺市子ども家庭部 子育て相談室 子ども家庭支援センター 地域担当  
〒185-0034

国分寺市光町3-13-20

TEL 042-572-8138

FAX 042-572-0481

E-mail:kodomokatei@city.kokubunji.tokyo.jp

## 仕 様 書

- 1 件 名 西恋ヶ窪親子ひろば事業（市民室内プール）業務委託
- 2 履行場所 国分寺市西恋ヶ窪 3-32-6  
国分寺市民室内プール 2階和室
- 3 履行期間 平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで
- 4 開設時間 午前 10 時から午後 3 時までの 5 時間
- 5 開設日 月曜日（第 2・4・5）、火曜日、水曜日（閉設した月曜日の週に属する日）及び木曜日の午前 10 時から午後 3 時まで。
- 6 閉設日 (ア) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日  
(イ) 1 月 1 日から同月 4 日まで及び 12 月 28 日から同月 31 日まで  
(ウ) 市民室内プールの休館日  
(エ) 市長が必要により閉設とした日時
- 7 委託目的  
地域の中で孤立しがちな乳幼児とその保護者、妊婦とその家族に対して、安心して立ち寄り、遊びと交流及び相談ができる「親子ひろば」を、市民と市が連携し、協働で行うことにより、子育てをともに支え合うことができるまちづくりを推進することを目的とする。
- 8 委託内容
  - (1) 子育て親子の交流の場の提供と交流の促進
  - (2) 子育て等に関する相談、援助の実施
  - (3) 地域の子育て関連情報の提供
  - (4) 子育ておよび子育て支援に関する講習等の実施（月 1 回以上）
  - (5) 以下の件を市へ報告すること。
    - ①着手届（履行期間開始 7 日以内）
    - ②職員名簿（各年 4 月 1 日現在、履行期間開始 7 日以内）
    - ③活動日誌（翌月 7 日以内）
    - ④事故報告書（適時）
    - ⑤収支決算書（年度終了後、1 ヶ月以内）
    - ⑥必要に応じて登録届、領収書等
    - ⑦完了届（履行期間終了後、7 日以内）
  - (6) 事業業務は、準備、片付け及び情報確認を必要とし、施設借用時間（9 時から 16 時半まで）の中で行う。

- (7) 活動に関する、報告・情報交換・協議のための会議を開催すること。
- (8) その他必要に応じて、市と受託団体との協議のうえ別に定めることができる。

※国分寺市親子ひろば事業要綱に遵守すること。

※国及び東京都の交付金もしくは補助金要綱等に基づくものであるため、改正があった場合は、それに準じて業務内容に修正または変更が生じるものとする。

## 9 第二種社会福祉事業について

当事業は、児童福祉法第6条の3第6項の地域子育て支援拠点事業に規定され、社会福祉法第2条第3項の第二種社会福祉事業として位置づけられている。よって、法令、通知、要綱等を遵守し、受託事業者自ら運営をすること。

## 10 その他

- (1) 施設の確保については市が行うものとする。また、施設の利用にあたっては、施設管理者と協議のうえ使用すること。
- (2) 受託団体は、事故等が発生した場合、応急処置をするとともに、速やかに市に報告するものとする。
- (3) この仕様書に定めのない事項、疑義等が生じた場合は、市・受託団体が協議のうえ解決するものとする。

## 11 担 当

子ども家庭部 子育て相談室 子ども家庭支援センター 地域担当  
電話 042-572-8138



# 積算基準

## 【人件費】

人件費の時給単価については、その目安を下表A～Dの業務内容に応じて示します。

なお、「専門性を有する業務」の時給単価については市の単価表又はハローワークの賃金情報等の参考に積算してください。

分類	業務内容	時給単価
A	一般事務的な業務	910円
B	専門性を有する業務	市の職種別賃金単価表やハローワークの賃金情報等の客観的根拠を要する
C	企画立案・業務遂行を責任をもって実施する業務	1,200円
D	意志決定、最高責任者	2,500円

## 【費目例】

事業に必要な経費の費目例を下表に示します。参考にして過不足のないように積算をしてください。なお、報償費（謝礼）は市の基準を目安にしてください。

項目	内容		
人件費	事業実施に係る人件費		
報償費	講師等謝礼 (時間単価)	大学教授、官公庁部長級、民間企業最高管理層、著名民間専門家、弁護士、医師、公認会計士	13,000円以内
		大学准教授、短期大学教授、高専教授、高校校長、官公庁課長級、民間企業上級管理層、民間専門家、不動産鑑定士、弁理士	11,500円以内
		大学講師、短期大学准教授、講師等、高専助教授、高校教頭、官公庁課長補佐級、民間企業課長級、税理士	10,000円以内
		大学助手、短期大学助手、高専講師、助手	9,000円以内
印刷製本費	チラシ・資料・報告書などの印刷費等（インク、用紙代等を含む）		
消耗品費	事務用品、文房具、活動材料費等		
保険料	傷害保険、損害賠償保険、個人情報漏えい賠償保険等		
諸経費 (間接経費)	協働事業実施に間接的に必要となる経費 (直接事業費) × 10% 以内		

## 西恋ヶ窪親子ひろば事業(市民室内プール) 審査基準

### (趣旨)

第1条 この基準は、西恋ヶ窪親子ひろば事業(市民室内プール)の相手先を審査・選考するための基準について必要な事項を定めるものとする。

### (書類審査)

第2条 書類審査は担当課で行い、次の各号に該当するものは無効又は失格とする。

- (1) 資格要件を欠くもの。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があったもの。
- (3) その他選定に係る不正行為があったもの。

### (内容審査)

第3条 書類審査を通過した提案は、国分寺市協働事業審査会において、別表の基準に従い内容審査を行う。

2 内容審査に当たっては、基準により提案内容を総合的に審査し、合計得点が高最も高い提案を採択する。ただし、同一審査項目について委員の過半数の評価がCまたはDとなった場合は、その企画内容を問わず、不採択とする。

### 付 則

この基準は、決裁の日から施行する。

別表（第3条関係）

審査基準			評価			
1	業務執行体制の状況	業務執行体制が充実しており、円滑に業務を行えるか。	A	B	C	D
2	事業への意欲・熱意	企画提案内容、プレゼンテーション等から、事業の実施に熱意や意欲が感じられるか。	A	B	C	D
3	事業実施に関する理解力	事業実施に関して必要な知識を有しているか。	A	B	C	D
4	事業効果を高めるための創意工夫・独創性	効果を高めるための、創意工夫がされているか。その団体でしかできないもの、他にはない提案があるか。	A	B	C	D
5	団体構成員の能力育成	団体構成員への能力育成や市民に対する接遇・苦情対応などのサービスの向上の取り組みが図られているか。	A	B	C	D
6	費用の妥当性	提案内容を実現するための妥当な経費見積もりとなっているか。	A	B	C	D
7	個人情報保護等に関する措置	個人情報保護等のために取り組みが図られているか。	A	B	C	D
8	安全性への配慮・対策	事業実施にあたり、安全性への配慮・対策が行われているか。	A	B	C	D

(判断基準)

- A（4点）評価できる
- B（3点）どちらかといえば評価できる
- C（2点）どちらかといえば評価できない
- D（1点）あまり評価できない



# 応募書類





「西恋ヶ窪親子ひろば事業（市民室内プール）事業」  
事業企画書

平成 28年 1月 20日

団体名 コアラッコ・親子ひろばサポート国分寺

1 業務執行体制の状況

<平常開設業務>

\*スタッフ2名を配置。週3日間を3人がローテーションシフトで担当。

9時30分～10時 開設準備、打ち合わせ

10時～15時 ひろば運営（利用状況を見て昼食休憩を各自45分とる）

15時～16時15分 片づけ、打ち合わせ、日誌記入、（担当課打ち合わせ）

<相談支援連携及びネットワーク業務>\*ひろばスタッフが主に担当

1) 月1回の国分寺子ども・子育て支援円卓会議に参加（ひろばスタッフ1名）

2) 子育て相談室、及び他機関、事業者等との連携会議に参加

<イベント開催業務及びその準備>\*ひろばスタッフが主に担当

1) 月2回のイベント開催準備（必要に応じて、開催日閉所後に行う）

2) 「助産師相談」「おサンポデー」「エプロンシアター」「木のおもちゃトーク」「わらべ歌」などのボランティア依頼、手配、広報等

<管理的業務>\*当団体スタッフで協力して担当

1) シフト作成

2) 月次報告書、事故報告書、年間報告書等の作成

3) イベントの手配、予定作成、案内チラシ等の作成

4) 電話、メール問い合わせへの対応

5) スタッフ全体会議（月1回）

6) 会計処理（出入金業務、帳簿記入、決算書作成等）

7) 個人情報保護管理

8) 安全・衛生管理

2 事業への意欲・熱意、応募の理由・抱負等について

当団体コアラッコは、2007年7月に、けやきスポーツセンター内にて親子ひろ



ばを開設するために組織された市民活動団体（国分寺市民活動センター登録）です。開設時に市の臨時職員1名とコアラッコのスタッフ1名によって共同運営を開始しました。2009年に臨時職員配置が2名になり、2011年からコアラッコスタッフが臨時職員となって以降も、ボランティアとともに運営をサポートしてきました。開設当初より、手遊び、わらべ歌、エプロンシアターなどを行うための市内ボランティアを手配し、また春と秋には子育て仲間フェスタを開催（28年度から市と共催）するなど、市内で唯一、市と市民団体との共同運営のひろばを展開（平成27年度～平成31年度国分寺市子育て・子育ていきいき計画、15頁参照）してきました。

親子ひろば自主事業としては、2011年から、市内の親子ひろば利用不便地域である内藤地域でのひろばの必要性を鑑み、内藤地域センターで週1回、月曜日の午前中にコアラッコClubを開催しています。スタッフ2名でひろば運営に当たっていますが、利用者の協力などを得ながら、年間を通して一日（2時間）の利用者数は平均10組（年間のべ1,000人弱）に達しています。

子育て支援ネットワークについては、国分寺子ども・子育て支援円卓会議（2007年発足）において、発足当初から中心的に活動しています。2015年には国分寺子育て支援事業者連絡協議会を他の事業者とともに組織し、国分寺市内の子育て支援の地域ネットワーク構築のため、市と協定を結ぶ方向で進めています（平成27年度～平成31年度国分寺市子育て・子育ていきいき計画、72頁参照）。

当団体は、上述の親子ひろば活動を通して、二つのネットワーク構築をめざしています。一つは、ひろば利用者をサービスの受け手だけに終わらせることなく、ひろばに参加し、自らも子育ての仲間づくり、地域づくりの担い手となるよう応援することです。一方で、問題を抱えている親子に対して、市や他の支援事業者と専門的支援の協力体制を構築することも緊急の問題と考えます。以上の2点を目標として、市や他の子育て支援事業者とともに市内の子育て支援の充実をめざしてきました。今回、これまで培ってきた当団体のノウハウをもって、西恋ヶ窪地域における子育て環境の充実に生かせる機会と捉え、当協働事業に応募します。

### 3 事業実施に関する理解力

当団体の構成員は、国分寺市の親子ひろばと学童保育所の臨時職員として勤務する4名に、ボランティアスタッフ7名の合計11名です。市の民生主任児童委員や、他市の子ども家庭支援センターに勤務する社会福祉士なども所属しており、地域子育て支援の知見と連携力をもった50代、保育士、教諭等、有資格者中心の組織です。上述（2）の子育て支援活動を通じ、国分寺市内の子育て事情と市の子育て支援施策について十分な見識と経験を有しています。特に国分寺子ども・子育て支援円卓会議では、市内の子育て支援事業者や市の子育て関係職員とともに、情報を交換しあい、ひろばスタッフの対応研修や連携研修、個人情報保護研修、そして親子ひろば構想の研修などを続けてまいりました。また当団体代表は平成27年度～平成31年度子育て・子育ていきいき計画の策定委員を務め

ております。その点で、当事業について十分な理解があると自負しています。

親子ひろば事業は、国分寺市のように結婚や出産を機に転入してきた親子が多い地域でこそ求められる事業です。祖父母が近隣にいなかったり、引っ越したばかりで話し相手や気軽な援助が得られない親子。加えて、現在はインターネットやSNSなどで過剰な情報に振り回され、相談相手もなく孤立し悩んでいる親子の問題は深刻化しています。そうした方々をサポートする事業は多岐に渡りますが、親子ひろばはその最初の入口となるものです。家庭で子育てを始める保護者にとっては、話し相手、相談相手としてのひろばスタッフや、子育て中の親子が集まるひろばは、ストレス軽減と子育て体験の共有において大きな意味があります。当団体は、ママ友、パパ友や地域の子育てサポーターなど、地域で子育て仲間を見つけられるよう、市民的連携や支援ネットワークの視点を持って活動してきました。こうして地域の人々が支え合いながら、子どもが育つ環境を整備することが、子どもの育ちを豊かにし、保護者のストレス軽減だけでなく、相互扶助の地域づくりにつながるものと考えます。国分寺で自分たちも子どもを育て、また子育て支援活動を実施してきたメンバーによる当団体としては、利用者が子育てを通して、国分寺の魅力を発見できるような事業運営をめざしたいと考えます。

#### 4 事業効果を高めるための創意工夫・独創性

子育て支援の相談連携と子育ての仲間づくりにおいて、ひろば開催時だけでなく、開催時間以外にも利用者自らが地域支援につながる、その環境づくりをめざして、以下のようなイベントや支援事業を企画します。

- 1) ボランティア受け入れ～手遊び、わらべ歌、エプロンシアターなど、ボランティアイベントを企画し、地域住民による協力体制をつくっていきます。けやきスポーツセンター親子ひろばで手伝っていただいている市民ボランティアは、ひろば以外にも様々な子育て支援活動を行っています。そうした、地域の市民による相互扶助の文化を醸成することが肝要です。また中高生のボランティアや職場体験も受け入れ、異年齢交流、ふれあい交流の機会をつくっていきます。
- 2) 屋外遊び導入～2歳になると動きも活発になり、屋内遊びでは満足できないお子さんが増えます。保護者にとっては、同じ室内で他の乳児と過ごさせることに気を使い、ストレスになることもあります。国分寺市の親子ひろばでは、「2歳児ストレス」として問題になっている点です。その対策として、西恋ヶ窪親子ひろばでは、近隣のエックス山に親子で散歩に出かけるイベントを企画します。出かけている間、ひろばが手薄にならないようにボランティアを頼みながら、外遊びのきっかけをつくります。これは同時に、仲間づくりや地域を知る機会にもなることが期待されます。
- 3) 助産師相談～産前産後の母親が、自分や赤ちゃんの心身について気軽に相談できる場をつくっておくことは、ひろば時間外のサポート連携として大切です。相談の際に、緊急に困ったことが起きた時の関係専門施設を紹介してお

けば、保護者は安心できます。当団体は矢島助産院の協力を得て、これまでもけやきスポーツセンターで助産師相談を実施してきました。相談役が助産師なため、妊娠期からの参加も期待できます。

- 4) 子育てトーク～普段はなかなか悩みや不満をこぼせない保護者が、思いを出し合ってストレスを軽減するとともに、子育ての仲間意識を共有する機会です。現在「子育て仲間フェスタ」(事業報告参照)でこのイベントを実施しています。イベントにすることで、普段参加できない父親、男性の参加も期待できます。
- 5) 子育て支援地域ネットワークと電話案内～既に参加している国分寺子育て支援事業者連絡協議会を通じて、市との協働事業をさらに進めていきます。また当事業専用の電話回線を用意し、ひろば開設の案内だけでなく、緊急時の市内連携として国分寺の子育て支援ネットワークの一翼を担います。

## 5 団体構成員の能力育成

毎月、スタッフ会議を開き、情報共有と日常の利用者対応についての検討を重ねます。対応、相談、市内連携について常に研修につとめ、さらには上記(3)の国分寺子ども・子育て支援円卓会議における親子ひろばスタッフ研修会や、都の子育て支援事業者研修会等に参加し、能力育成につとめます。必要に応じて他施設見学を実施します。

## 6 費用の妥当性

(提案金額： 6,014,610 円)

(単位：円)

経費項目	金額(円)	積算根拠
1) 人件費	5,668,800 円	
子育てサポート(ひろば運営、日誌記入、電話対応)	5,220,000 円	@1,000 円×6h×2人×435日
地域ネットワーク(関係会議参加、連絡調整等)	216,000 円	@1,000 円×2h×3回×12ヶ月×3年
有償ボランティア	86,400 円	@600 円×4h×12月×3年
月例報告等、事業統括	86,400 円	@1,200 円×2h×12月×3年
研修参加	60,000 円	@1,000 円×2h×のべ10人×3年
2) 印刷製本費	36,000 円	@12,000 円(インクカートリッジ、用紙)×3年

3) 消耗品	90,000 円	事務用品、工作等材料、衛生用品、おもちゃ等
4) 保険	75,000 円	損害及び傷害保険 (3ヶ年)
5) 諸経費	144,810 円	通信費 (通話料)、交通費 (会議、研修、見学) 等
合 計	6,014,610 円	

## 7 個人情報保護等に関する措置

親子ひろばでの対応には、高度な個人情報が含まれる可能性があるため、国分寺市個人情報保護条例に従って、担当課（子ども家庭支援センター）と密接な連携をとりながら保護、管理につとめていきます。個人情報保護管理者を1名おき、集約、管理、運用、使用人教育の一元管理の体制をとります。その上で、当団体が国分寺子育て支援事業者連絡協議会参加（代表を含め4人が参加）において実施している個人情報の取り扱いについての留意点を、以下に記します。

- 1) ひろば運営によって知り得た情報は、職員・ボランティアの別なく正当な理由のない限り、他に伝えることなく、また漏洩しないよう留意する。
- 2) 団体内での個人情報のやり取りについては、メール等による漏洩の危険を冒すことなく、直接会話によることを基本とする。
- 3) 個人情報は正当な理由なくして記録しない。個人情報保護管理者以外はメモ、記録を残してはならない。
- 4) 個人情報保護管理者は集約した個人情報をデータ化してはならない。
- 5) 個人情報保護管理者は作成したメモ、記録は一定期間を経て必ず確実に廃棄する。

\*尚現在、個人情報保護管理は当団体の代表、山越邦夫があたっています。

## 8 安全性への配慮・対策

親子ひろばの安全・衛生管理担当者を1名おき、日常的な配慮と対策に一元的にあたります。異年齢の乳幼児と保護者が集っているので、災害時の避難誘導については特に留意します。これまでも、けやきスポーツセンター施設管理者開催の防災訓練に参加するなど、災害時対策につとめて参りました。今後も積極的に参加するとともに、施設管理者と定期的に話し合い、安全管理体制をつくります。また大勢の乳幼児が集まるひろばでは衛生環境の維持も肝要です。スタッフの健康管理、物品の除菌、感染性疾病の対策等、常に衛生に配慮します。

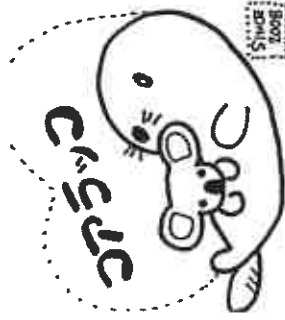
子どもと保護者が安全に過ごせるよう、おもちゃや備品の安全確認と安全な配置に日常的に留意します。子どもどうしのふれあいを進めながらも、事故、傷害に至らないよう保護者に注意喚起しつつ、日常的には「お互い様」をモットーとしたひろば運営につとめます。イベントなどで人手が必要な時には、利用者を含

めボランティアを募り、ひろばサポート体制をつくっていきます。そのための有償ボランティア人件費を計上します。

(以上)

# コアラッコ・親子ひろばサポート国分寺

2015年4月1日



<役員および所在地>

代表 山越 邦夫 042-406-0839

koalakko.info@jcom.home.ne.jp

(所在) 〒185-0014 国分寺市東恋ヶ窪4-1-7-25

1 代表 長谷部 豊子 042-325-6547

2 監査 賀来 聖子 042-321-2838

<発足等>

2007年7月 けやきスポーツセンター親子ひろば開設、子育て支援課と共同運営する市民グループとして発足。国分寺子ども・子育て支援円卓会議に参加。

2010年9月 国分寺市民活動センターに市民活動団体として登録。

2011年4月 国分寺市社会福祉協議会より地域福祉活動助成取得。(現在に至る)

2011年9月 NPO法人日本グッド・トイ委員会「赤ちゃん木育ひろば・木育寺子屋」採用。

2012年2月 「おもちゃひろば@内藤」開催。同時に利用者のコアラッコClub発足。

## 2015年度事業予定

- 1) 毎週、月、水、第4土開催の「スポーツセンター親子ひろば」を国分寺市子育て支援課と共同運営、各種イベントのボランティア手配等。
- 2) 国分寺子ども・子育て支援円卓会議(第1火曜日)に参加し、市内子育て支援の運務をはかる。
- 3) 子育て仲間フェスタ開催:5月と10月の年2回
- 4) コアラッコClubを内藤地域センターで週1開催。
- 5) 国分寺であそぶKKA Iに参加し、外遊びの環境づくりをサポートする。
- 6) 国分寺子育て支援事業者連絡協議会に参加し、市と子育て地域支援ネットワークを協働する。

## コアラッコ・親子ひろばサポート国分寺 会則

第1条 この会は、コアラッコ・親子ひろばサポート国分寺と称する。

第2条 この会は、親子ひろばでのさまざまな支援活動を通して、国分寺地域での子育て、子育てに寄与することを目的とする。

第3条 この会は、前条の目的を達成するために、次の活動を実施する。

- (1) 親子ひろばの運営、協力・支援活動
- (2) 子育て支援のためのイベント
- (3) その他

第4条 この会の会員は、この会の目的に賛同し入会したものである。

第5条 会費は、必要に応じて会員の承認を得て集める。

第6条 会員は、退会届を提出し任意に退会することができる。

第7条 この会には、次の役員をおく。

- (1) 代表・会を代表し、その活動を統括する。
- (2) 副代表・代表を補佐し、必要に応じて代表の任務を代行する。
- (3) 会計監査・適正な会計がなされているかを監査する。

第8条 この会則に定めのないこと、またこの会則の改定は、会員の3分の2の賛成をもって議決し、これを定め、またこれを改定する。

附則 この会則は2010年9月22日から施行する。

27年度 コアラッコ・親子ひろばサポート国分寺 当初予算

収入		前年度実績	支出		前年度実績
社協助成金	30,000 円	30,000 円	おもちゃ購入 消耗品、文具等	18,000 円	23,656 円
カンパ	5,000 円	4,370 円	講師謝金	20,000 円	20,000 円
寄付金	3,000 円	0 円	茶菓、食材等	5,000 円	5,000 円
バザー他	0 円	0 円	通信・運送費	1,000 円	362 円
会負担金	17,000 円	27,995 円	チラシ用紙、印刷	2,000 円	1,060 円
			その他(団体分担金)	9,000 円	7,285 円
繰越金	5,000 円	0 円		5,000 円	5,002 円
合計	60,000 円	62,365 円	合計	60,000 円	62,365 円

27年度 コアラッコ・親子ひろばサポート国分寺 事業計画

- 1) スポーツセンター親子ひろばを国分寺市子育て支援課と共同運営。日常的運営サポート(月、水、第4土)、およびボランティア(手遊び、エプロンシアター)の手配。毎月第4土曜日に「コアラッコおもちゃひろば」提供。クリスマス会実施。
- 2) 国分寺子ども・子育て支援円卓会議出席(第1火曜日)及び研修会参加。
- 3) 国分寺子育て支援事業者連絡協議会に参加。ネットワークメンバーとして4人登録。
- 3) コアラッコ Club(内藤地域センターにて毎週月曜日実施)、「子育てパパ集まれ!」イベント実施。
- 4) 子育て仲間フェスタ2回(スポーツセンター)、国分寺市子育て相談室、子育て支援課と協力して開催。
- 5) 国分寺であそぶK A Iに団体参加。外遊びイベント、プレステツアー(年5回、教育委員会後援)への参加。
- 6) 国分寺市民活動センター登録団体によるフェスティバル(4月19日)にコアラッコ Club と国分寺であそぶK A Iで参加。

<27年度「春・秋 子育て仲間フェスタ」講師予定>

賀来知子(杉並区在住、ヨガ・インストラクター) 2回×6,000 円

高野幸子(ベビーサイン/マッサージ・インストラクター) 2回×3,000 円

松崎ますみ(ハーブ栽培からティー・サーブの活動) 2回×1,000 円

26年度 コアラッコ・親子ひろばサポート国分寺 決算報告

代表 山越邦夫

収入 62,365円 支出 62,365円

収入の部	当初予算	実績	内訳	前年度実績
社協助成金	60,000円	30,000円		40,000円
カンパ	2,500円	4,370円	フェスタ春 1,000円、秋 3,370円	1,300円
寄付金	12,500円	0円		3,000円
玩具貸与等	5,000円	0円		0円
会負担金他	0円	27,995円	J Aバンク利息 2円、他負担金	39,307円
繰越金	0円	0円		0円
合計	80,000円	62,365円		83,607円

支出の部	当初予算	項目別計 領収書#	内訳	前年度 実績
消耗品費	45,000円	23,656円	コンテナ 1,382円、おもちゃ 21,626円、除菌ティッシュ 324円、 紙コップ 324円	48,235円
講師料	15,000円	20,000円	春のフェスタ 10,000円 (3人) 秋のフェスタ 10,000円 (3人)	20,000円
茶菓、食材等	12,000円	5,000円	フェスタクッキー代 4,000円、ク リスマス会クッキー代 1,000円	12,000円
通信・運送費	2,000円	362円	フェスタ講師へのチラシ郵送 362 円	2,370円
印刷・製本費	6,000円	1,060円	インクカートリッジ 1,060円	1,360円
予備費	0円	7,285円	K A I 団体加盟費 5,000円 市民活動フェス参加費 2,285円 (分担金及び弁当代 3人分)	5,650円
繰越金	0円	5,002円	J Aバンク 0031420 残金	0円
合計	80,000円	62,365円		83,607円

以上、報告の通りです。

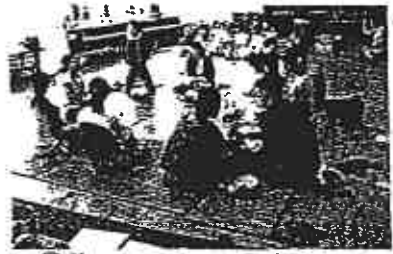
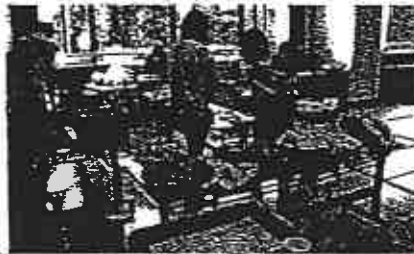
2015年 6月24日

会計監査 賀来 聖子



26年度 コアラッコ・親子ひろばサポート国分寺 事業報告

- 1) スポーツセンター親子ひろばを国分寺市子育て支援課と共同運営。  
 日常的運営サポート（月、水、第4土）、およびボランティア（手遊び、お誕生会、エプロンシアター）の手配。クリスマス会実施。健康推進課「ミニ相談会」（10月27日）「プレパパ・プレママ講座」（11月22日）サポート。
- 2) 国分寺子ども・子育て支援円卓会議に参加。代表が役員会及び「国分寺市子育て・子育て生き生き計画部会」に参加。第1火曜日の会議、役員会と研修会参加（9月27日）。
- 3) コアラッコ Club（内藤地域センターにて毎週月曜日実施）の自主運営。
- 4) 春・秋の子育て仲間フェスタ、国分寺市子ども家庭支援センターとの共同による。
- 5) 国分寺であそぶK A Iに団体参加。国分寺市民活動フェスタ（4月20日）、道路上「ダンボールの森」づくり、「北町公園でワイルドにあそぼう！」（5月18日）参加。
- 6) 国分寺市民活動フェスタ（4月20日親子ひろば提供）及び実行委員会（代表）参加。
- 7) 「ぶんじフェス」（Lホール、8月23日）及び「光わいわいまつり」（ひかり児童館、10月19日）に親子ひろば提供。
- 8) 国分寺子育て支援事業者連絡協議会を2月13日立ち上げ、山越が代表となる。



①春フェスタ／ファミリーヨガ

②春フェスタ／リサイクル交換コーナー

③秋フェスタ／ベビーマッサージ

	春・子育て仲間フェスタ	秋・子育て仲間フェスタ	コアラッコ Club
日程	5月24日（土）1時～4時	10月25日（土）11時～2時	毎週月曜日 内藤地域センター
参加人数	参加者48人（幼児23人、父親5人）、スタッフ7人（子家セン2人＋コアラッコ5人）、講師3人	参加者65人（幼児31人、父親9人）、スタッフ7人（子家1人＋東恋1人＋コアラッコ5人）、講師3人	岡本さんに予約をしてもらい、藤巻さんにスタッフとして出てもらう。
内容	ファミリー・ヨガ（賀来）、赤ちゃんマッサージ（高野）、木育寺子屋、子育てグッズ・リサイクル、ティー（松崎）&子育てトーク	ファミリー・ヨガ（賀来）、赤ちゃんマッサージ（高野）、木育寺子屋、子育てグッズ・リサイクル、ティー（松崎）&子育てトーク	ぽっぼの森保育園に、子育てサークル支援として手伝ってもらう。
経費	12,000円	12,000円	23,207円
	講師料9,000円、茶菓代3,000円、カンパ1,000円	講師料9,000円、茶菓代3,000円、カンパ3,370円	除菌ティッシュ及びおもちゃ

27年度 コアラッコ・親子ひろばサポート国分寺 事業経過報告 (2016年) 1月

- 1) スポーツセンター親子ひろばを国分寺市子育て相談室子家センと共同運営。  
日常的運営サポート(月、水、第4土、第3または第4水曜日には打ち合わせ会議)、およびボランティア(手遊び、お誕生会、エプロンシアター)の手配。
- 2) 国分寺子ども・子育て支援円卓会議に参加。第1火曜日の会議、役員会、研修会参加。
- 3) コアラッコ Club(内藤地域センターにて毎週月曜日実施)の自主運営。
- 4) 春の子育て仲間フェスタ、国分寺市子ども家庭支援センターとの共同によって開催。
- 5) 国分寺であそぶK A Iに団体参加(加盟費5,000円)、代表が事務局。国分寺市民活動フェスティバル(4月19日)で路上「ダンボールの森」「プレステツアー」に参加。
- 6) 国分寺市民活動フェスティバル(4月19日親子ひろば提供)及び実行委員会参加。
- 7) 国分寺子育て支援事業者連絡協議会に参加(加盟費3,000円)、山越が代表をつとめる。ワーカーとして4人登録。

※国分寺社会福祉協議会に登録し、助成金3万円(対象事業経費の75%)獲得。

①秋フェスタ/ベビーマッサージ ②秋フェスタ/ファミリーヨガ ③秋フェスタ/子育てティートーク



	市民活動フェステ	春・子育て仲間フェス	秋・子育て仲間フェス	コアラッコ Club
日程	4月19日(日) 光プラザ	5月23日(土)1時~4時	10月24日(土)1時~3時半	毎週月曜日10:15~12:00内藤地域
参加人数	◎和室45人(幼児20人、父親5人)、スタッフ3人 ◎路上300人(スタッフ30人)。	参加者75人(幼児36人、父親6人、小平市民20人)、スタッフ7人、講師3人	参加者101人(幼児47人、父親10人、祖母1人)スタッフ7人(子家2斉藤、松崎+臨職3、コア2人)、講師3、ボラ3(中川、畑佐、西田)	岡本さんが予約、藤巻さんが日常運営。5月から久保さん(元子家センボランティア)が手伝ってくれている。4~12月に33回開催、713人参加(去年同期591人)。
内容	和室での親子ひろばと、K A Iイベント「ダンボールのもり」に団体参加。	ヨガ(賀来)、赤ちゃんマッサージ(高野)、リサイクル、ティー(松崎)&子育てトーク	ヨガ(賀来)、赤ちゃんマッサージ(高野)、リサイクル、ティー(松崎)&子育てトーク(斉藤)	
経費	2,350円(負担分)	12,000円	12,000円	25,159円
	フェスティバル分担金550円、弁当代1,800円、	講師料10,000円、茶菓代2,000円 カンパ2,000円	講師料10,000円、茶菓代2,000円 カンパ4,800円	協賛金500円、除菌ティッシュ398円、おもちゃ24,261円



## 「西恋ヶ窪親子ひろば事業（市民室内プール）事業」 事業企画書

平成 28 年 1 月 20 日

団体名 特定非営利活動法人ワーカーズ風ぐるま

- \* 次の事項について、具体的に記載してください。
- \* 記載欄不足の場合は、任意の別紙に作成してもかまいません。

### 1 業務執行体制の状況

平成16年から、0歳から高齢者まで、障害のあるなしに関わらず、その人らしく生活することをめざす「ACT 自立援助サービス」をはじめ、国分寺市委託事業「育児支援家庭訪問事業」「ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業」「障害者等日中時間預り事業」を受託している。また、「国分寺市要保護児童対策地域協議会」に参加している。その他、自主事業として、毎月1回3時間の親子の居場所の提供を実施している。

### 2 事業への意欲・熱意

応募の理由・抱負等について

(応募した動機、この事業についての抱負や考え方など)

委託事業を中心に、主に育児世代や高齢者・難病の方などの居宅訪問サービスを利用している方が、最初は不安そうな表情でご依頼されてくるので、私たちがその人の気持ちに寄り添ってケアをしていくうちに、だんだん安心されて表情やお話が明るく前向きになっていく様子や、小学6年から見守りしている子どもが、この春高校を卒業して就職先が決まったこと、人見知りの激しい男の子がヘルパー2級の資格を取りヘルパーとして仕事をしていること、小学生で制度が使えなくなるために次のステップへの橋渡しで別の制度の支援につなげられたことなど、12年間継続した支援ができた成果がみえてきたこと。さらに、発達障害で悩んでいる保護者むけに企画した「ゆるいく講座」の講師や受講生の方々に、引き続き活躍する場を提供したい。

ひとりでは外出できない、外出できても相談できない、やっとの思いで相談できてもそのアドバイスが受け入れられない、などの悩みのフォローが必要。そのために、おひとりさまでも来ることができる環境をつくり、毎日の育児を楽しんでもらい、将来への不安がすこしでも解消できる情報を提供できる場をひろげていきたい。

親子ひろばのスタッフだけではなく、地域の理解者も増やしたい。

### 3 事業実施に関する理解力

実際に子育てを経験しているスタッフが常時対応することで、気軽に気楽に育児の相談ができる場を提供すること。

保育士、保育所での勤務経験者、臨床心理士、などの専門家の相談がいつでもできる体制をつくる。

感染症マニュアル、国分寺市児童虐待防止マニュアル、などでスタッフに研修を義務づける。

### 4 事業効果を高めるための創意工夫・独創性

20代から30代前半の子育て中のママに、食を通してイキイキとした毎日が送れるよう、声かけをしていきます。

たくさんの情報の中で、自分の選択は正しかったのか？不安を抱えているママも多いと思います。

また、子育て中の働けない状況の中で、専業主婦なのだから、子育ても家事もきちんとやらないと、と追われるような気持ちになっているママも少なくないのではないのでしょうか。

そんな、子育て中の漠然とした不安に、『これでよかったのですね、がんばります』と言えるような、ママの食に対する不安が、子どもへの最高のギフトだと気づけるような声かけを実行していきます。

5年間、国分寺市内の公民館の料理サークルで教えてきた講師が、子どもが食べやすく、ママが作りやすい料理の作りかたやコツをミニ講座で伝え、その場に来られない方にはレシピの配布をするなど、できるだけ沢山のママと子どもの、イキイキとした食生活をサポートします。

食を通じた具体的で実践しやすい情報は、毎日の忙しい子育て中でも、自分で作れる手ごたえと楽しさを実感できます。

子どもといえども、食の好みは人それぞれ。子どもの好きな味を作ることは、ママにしかできない大切なこと。あなたがやってきたことは、ママにしかできない子どもへの最高のギフトだと気づくことが、自分を信頼でき、子育てに自信がもてる一歩になります。

子どもが小学生になれば、子ども自身にも伝わることで、「この栄養素は身体にいい」という情報はたくさんありますが、「こうすればかんたんに子どもが好きな味になりますよ」、という具体的なアドバイスができる、5年以上の実績を持つ講師が直接お話できる機会は、他にあまりないと思います。

見えない不安感が高まりやすい子育て期。ちょっとした食の工夫や気づきで、ママの不安が自分への信頼にかわるよう、具体的なアドバイスや声かけをまじえてサポートしていきます。

ママが、子どもと一緒にの日々を楽しく暮らしたら、イキイキした家族の多い、明るい社会に近づくことができます。

このように、子育て世代のスタッフの、その人の特技・趣味をいかしたイベント等を企画、また、利用者側からも企画段階から参加してもらい、子育てしているからこそできることがある、という自己肯定感がもてる場を提供します。

## 5 団体構成員の能力育成

毎回の報告書提出

毎月1回定例の運営会議でスタッフ間の情報共有

ACTの子育て支援事業連絡会等に参加、情報交換と事例検討

スキルアップとして、関連団体の研修に参加

- ・ACT開催の対人援助・接遇について、まちの相談パートナー養成講座などスキルアップ講座の受講
- ・NPO法人日本子どもソーシャルワーク協会などの講座受講
- ・自主事業として「家族について」講演会の企画・運営

6 費用の妥当性

(提案金額： 5,992,041 円)

(単位：円)

経費項目	金額(円)	積算根拠
人件費	5,027,400	@950×441日×6h×2人
	172,800	@1,200×2h×2人×36回
	180,000	@2,500×2h×1人×36回
報償費	27,000	@9,000×3回
印刷製本費	13,110	チラシ・機関紙用紙代 1,500円(@500×3年) インク代11,610円 (@3,870×3年)
消耗品費	9,000	文房具代9,000円 (@3,000×3年)
保険料	18,000	団体包括保険料 (@6,000×3年)
諸経費	544,731	直接事業費×10%
合計	5,992,041	

7 個人情報保護等に関する措置

国分寺市個人情報保護法による「個人情報保護・情報セキュリティハンドブック」を参照にした事務対応のマニュアル作成

登録者名簿等の管理、リスクマネジメントの研修参加の義務付け・チェック体制の整備

8 安全性への配慮・対策

国分寺市立保育園看護師会の「感染症対応マニュアル」を参照にした救急対応のマニュアル作成

関連する研修に積極的に参加



# 特定非営利活動法人 ワーカーズ風ぐるま 定款

## 第1章 総則

### 第1条 (名称)

この法人は、特定非営利活動法人ワーカーズ風ぐるまという。

### 第2条 (事務所)

この法人は、主たる事務所を東京都国分寺市に置く。

### 第3条 (目的)

この法人は、自らの生活を自分で決めていく自立の精神を大切にして、赤ちゃんからお年寄りまで障がいのあるなしにかかわらず、保育・家事・介助・支援、政策の提案、行政との連携を図りながら、より充実した幅広い活動を展開し、まちづくりと地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

### 第4条 (特定非営利活動の種類)

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

### 第5条 (事業の種類)

この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る次の事業を行う。

- (1) 家事及び育児、自立援助に係る事業
- (2) 子育て支援に係る事業
- (3) 地域福祉に係る人材養成を図る事業
- (4) 非常時経済支援に係る事業
- (5) 障害者等日中時間預かり事業
- (6) 異世代交流事業

## 第2章 会員

### 第6条 (種別)

この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して賛助するために入会した個人及び団体

### 第7条 (入会)

会員の入会については、特定の条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申し込みがあったときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 理事長は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### 第8条（入会金及び会費）

会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

#### 第9条（会員の資格の喪失）

会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣言を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

#### 第10条（退会）

会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

#### 第11条（除名）

会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
  - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

### 第3章 役員

#### 第12条（種別及び定数）

この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上7人以内
  - (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人以上2人以内を副理事長とする。

#### 第13条（選任等）

理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の数分の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

#### 第14条（職務）

理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするための必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

#### 第15条（任期等）

役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### 第16条（欠員補充）

理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

#### 第17条（解任）

役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

#### 第18条（報酬等）

役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第4章 会議

#### 第19条（種別）

この法人の会議は、総会及び理事会の2種類とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

#### 第20条（総会の構成）

総会は、正会員をもって構成する。

#### 第21条（総会の権能）

総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併

- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員を選任及び解任
- (7) 役員の職務及び報酬
- (8) 入会金及び会費の額
- (9) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。)  
その他の新たな義務の負担及び権利の放棄
- (10) 解散における残余財産の帰属
- (11) 事務局の組織及び運営
- (12) その他運営に関する重要事項

#### 第22条 (総会の開催)

通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。
- (3) 監事が第14条第4項第4号の規定に基づいて、招集するとき。

#### 第23条 (総会の招集)

総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

#### 第24条 (総会の議長)

総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

#### 第25条 (総会の定足数)

総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

#### 第26条 (総会の議決)

総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### 第27条 (総会での表決権等)

各正会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面もしくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

#### 第28条 (総会の議事録)

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所

- (2) 正会員総数及び出席者数(書面もしくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。

#### 第29条 (理事会の構成)

理事会は、理事をもって構成する。

#### 第30条 (理事会の権能)

理事会は、この定款に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

#### 第31条 (理事会の開催)

理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めるとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

#### 第32条 (理事会の招集)

理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

#### 第33条 (理事会の議長)

理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

#### 第34条 (理事会の議決)

理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事の総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### 第35条 (理事会での表決権等)

各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

#### 第36条 (理事会の議事録)

理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)

- (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

## 第5章 資産

### 第37条（構成）

この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

### 第38条（区分）

この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

### 第39条（管理）

この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第6章 会計

### 第40条（会計の原則）

この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

### 第41条（会計の区分）

この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計の1種とする。

### 第42条（事業年度）

この法人の事業年度は、毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わる。

### 第43条（事業計画及び予算）

この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

### 第44条（暫定予算）

前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

### 第45条（予備費）

予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

#### 第46条（予算の追加及び変更）

予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は変更をすることができる。

#### 第47条（事業報告及び決算）

この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

#### 第48条（臨機の措置）

予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

### 第7章 定款の変更、解散及び合併

#### 第49条（定款の変更）

この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

#### 第50条（解散）

この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

#### 第51条（残余財産の帰属）

この法人が、解散(合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決した者に譲渡するものとする。

#### 第52条（合併）

この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

### 第8章 公告の方法

#### 第53条（公告の方法）

この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

## 第9章 事務局

### 第54条(事務局の設置)

この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務所には、事務局長及び必要な職員を置く。

### 第55条(職員の任免)

事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

### 第56条(組織及び運営)

事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 第10章 雑則

### 第57条(細則)

この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

### 附則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	織田 由美子
副理事長	伊東 多奈美
副理事長	谷口 ひとみ
理事	戸塚 由利
理事	野辺 貞子
監事	加瀬 よりえ
監事	木坂 桂子

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人成立の日から平成24年5月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成24年3月31日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金	正会員 (個人・団体)	3,000 円	
	賛助会員 (個人・団体)	0 円	
(2) 年会費	正会員 (個人・団体)	3,000 円	
	賛助会員 (個人・団体)	1 口 1,000 円	(1口以上)



2015年度事業予算

2015年4月1日から2016年3月31日

NPO法人 ワーカーズ風ぐるま  
(単位: 円)

I 収入の部	予算	予算特記事項
1 事業-助成金収入		
年会費	51,000	@3000×17人
寄付	20,000	
助成金	33,000	社債33,000円
合算入金金計	104,000	
2 事業収入		
自立援助事業		
自立援助サ-ビス(AGT・独自)	1,620,000	1620×1000h
児童支援ヘルパー	540,000	25h×12ヶ月=300h
子育て支援		
ひだまり	33,000	こねっと
独自	13,000	2h×6回=10h
非常時支援	15,000	@1,250×12ヶ月
障害者日中預かり	900,000	500h
興世代事業	20,000	プリマなど
事業収入計	3,141,000	
受取利息	80	
雑収入		
収入合計(A)	3,245,080	
前期末繰収支差額	881,718	
収入合計(B)	4,126,798	

II 支出の部	予算	予算特記事項
1 事業費		
自立援助事業		120h×12ヶ月=1440h
自立援助サ-ビス(AGT・独自)	960,000	1000h×960
児童支援ヘルパー	315,000	300h×1050
子育て支援		
ひだまり	66,000	
独自	9,000	10h×900円
障害者日中預かり	525,000	500h×1050円
興世代事業	500	プリマ申込
事業費計	1,875,500	
2 管理費		
事務手当	912,600	
交通費	60,000	
家賃	360,000	30000×12ヶ月
水道・光熱費	40,000	
通信費	113,000	電話、インターネット、切手代
事務・消耗品費	10,000	文具、インク、用紙等
会議費	108,000	理事会(1000×4名×12ヶ月) ACT会費その他会議手当(5000×12ヶ月)
包括保険料	20,000	利用者、スタッフ用
サボ-ト事業費	10,000	ACTとの提携費用
雑費	10,000	地域協議会、チア-ズ賛助会費
印刷	5,000	
法定福利費	28,045	労働保険料
福利厚生費	4,000	記念品、弁当代等
広告宣伝費	80,000	ゆるいく俱楽部折り込みチラシ
交際費	10,000	監査、賛助会費、講師謝礼等
雑費	10,000	
消耗品	12,000	
支払手数料	1,500	振込手数料
租税公課	1,000	収入印紙
管理費計	1,793,145	
3 予備費		
支出合計(C)	3,668,645	
収支差額(A)-(C)	576,435	
差引繰越金(B)-(C)	458,153	

# 2014年度事業会計収支報告書 I

2014年4月1日から2015年3月31日

NPO法人 ワーカーズ風ぐるま

(単位: 円)

I 収入の部	決 算		特記事項
1 会費・助成金収入		712,000	
年会費	45,250		
寄付	205,087		
助成金	461,663		損保ジャパン¥400,000、社協¥30,000、地域¥31,663
会費入会金計		712,000	
2 事業収入		3,165,725	
ACT自立支援	1,596,139		
独自自立支援	8,344		
育児支援ヘルパー	474,000		
子育て支援			
ひだまり	27,100		
独自	128,412		一時預かり、送迎、独自ケア子育て
非常時支援	15,000		
障がい者日中	804,060		
異世代事業	1,000		工作教室
ひとり親ヘルパー	111,670		
事業収入計		3,165,725	
受取利息	70		
雑収入	21,055		2012年度包括保険精算返金、フリマ売上
		21,125	
当期収入合計(A)		3,898,850	
前期繰越収支差額		509,002	
収入合計(B)		4,407,852	

## 2014年度事業会計収支報告書 II

2014年4月1日から2015年3月31日

NPO法人 ワーカーズ風ぐるま

(単位: 円)

II 支出の部	決 算	特記事項
<b>1 事業費</b>		
自立支援	942,900	975.5h
独自自立支援	7,050	6h
育児支援ヘルパー	322,975	294.5h
子育て支援		
ひだまり	61,095	36h
独自	78,275	独自ケア子育て75h
障がい者日中預かり	485,475	448h
異世代事業	3,325	工作教室
<b>事業費計</b>	<b>1,901,095</b>	
<b>2 管理費</b>		
事務手当	912,600	
交通費	60,376	
家賃	406,050	@30000×12ヶ月、更新料
水道・光熱費	39,611	
通信費	113,011	電話・インターネット・切手代(切手代246円戻り)
事務・消耗品費	12,179	文具、プリンタインク、用紙等
包括保険料		
サポート事業費	10,000	ACTとの提携費用
諸会費	10,000	地域協議会年会費、チアーズ賛助会員
支払い手数料	1,420	郵貯振替口座への振込手数料
租税公課	1,800	収入印紙代
法定福利費	26,045	労働保険料
福利厚生費	3,820	記念品、弁当代金等
広告宣伝費		
交際費	9,040	監査、賛助会員、講師お礼等
新聞図書費		
雑費	7,700	記念式典菓子代、プリマ出店料
消耗品	11,387	コーヒー代、カセットボンベ等
<b>管理費計</b>	<b>1,625,039</b>	
<b>3 予備費</b>		
		0
当期支出合計(C)		3,526,134
当期収支差額(A)-(C)		372,716
差引繰越金(B)-(C)		881,718

2014年度貸借対照表  
2015/3/31

NPO法人 ワーカーズ風ぐるま  
(単位: 円)

I 資産の部		II 負債の部	
1 流動資産		1 流動負債	
現金預金	725,008	未払金	309,066
未収金	435,776	交通費等預り金	0
立替金	0	預り金	0
流動資産計	1,160,784	仮受金	0
		前受金	
		流動負債計	309,066
2 敷金		2 固定負債	
敷金	30,000	出資金	0
敷金計	30,000		
		固定負債計	0
		負債合計	309,066
		III 正味財産の部	
		前期繰越正味財産	509,002
		当期正味財産増減額	372,716
		正味財産計	881,718
資産合計	1,190,784	負債及び正味財産合計	1,190,784

上記の通り、報告いたします。

2015年3月31日

会計 菊池 智代子

会計 野澤 悦子

<監査報告書>

監査意見

監査の結果相違ありません

2015年5月13日

監事 木坂 桂子

監事 加瀬 りえ

# 2014年度財産目録

2015年3月31日現在  
NPO法人 ワーカーズ風ぐるま  
(単位: 円)

I 資産の部	金額	II 負債の部	金額
<b>1 流動資産</b>		<b>1 流動負債</b>	
現金預金	725,008	未払金	309,066
現金	19,346	未払い対価	303,362
三菱東京UFJ	50,562	ACT精算金	5,704
郵便預金(総合)	411,960	交通費等預り金	0
郵便預金(振替)	243,140	預り金	0
未収金 (3月実施事業)	355,136	仮受金	0
自立援助サービス未収金	190,836	前受金	0
行政委託事業未収金(国分寺市)	154,900		0
独自事業未収金	9,400		0
未収金 (2月実施事業)	80,640		0
行政委託事業未収金(国分寺市)	80,640		0
独自事業未収金			0
立替金	0	<b>2 固定負債</b>	
利用者立替金	0	出資金	0
敷金	30,000	負債合計	309,066
事務所敷金	30,000	<b>III 正味財産の部</b>	
		前期繰越正味財産	509,002
		当期正味財産増減額	372,716
		正味財産合計	881,718
<b>資産合計</b>	<b>1,190,784</b>	<b>負債及び正味財産合計</b>	<b>1,190,784</b>

## 平成25年度 事業報告書

平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで

特定非営利活動法人 ワーカーズ風ぐるま

## 1 事業の成果

- 1、家事及び育児等、自立援助に係る事業は、一人ひとりの状態を把握しながらチームで連携して必要なケアを提供することができた。
- 2、一時預り、親子ひろば等、子育て支援に係る事業は、昨年度までの協働事業の経験を生かし、親子の居場所を提供した。この中で、発達障害に悩む親子や支援者と出会い、この分野の活動の必要性を認識した。思春期の子育てに関する講演会をおこない、約40名の参加があった。
- 3、非常時の経済支援に関わる事業は自分たちが必要な内容から新たなサービスを作り出すことができた。
- 4、障害者等日中時間預り事業は、地域の方が障害を理解するための勉強会として活動した。また、発達支援の専門家との連携が進んだ。
- 5、異世代交流事業では、地域で活動する他団体とも連携して体操教室と交流会を開催。工作教室やリズム等継続しておこなうことで、地域の中で活動をアピールできた。

## 2 事業の実施に関する事項

## (1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施日	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	事業費の金額(千円)
家事及び育児等、自立援助に係る事業	介護保険対象外の在宅支援、産前産後・働く女性などへの家事援助	月～金 10時～17時(必要に応じ休日、夜間)	利用者宅(付き添い除く)	19名	一般市民(延120名)	1,424
一時預り、親子ひろば等、子育て支援に係る事業	事務所での一時預り・二次保育、子育てひろば運営、学校等の送り迎え	月～金 10時～17時(必要に応じ休日、夜間)	事務所、恋ヶ窪会館、利用者宅	14名	主に0歳～12歳までの子どもと保護者(延べ254名)	338
非常時の経済支援に係る事業	病気、事故負傷、ハンディを持ったとき、出産等サポートが必要などときの経済支援	365日	該当者宅または病院	1名	一般市民(延べ33名)	0
障害者等日中時間預り事業	障害者の一時預り	月～金 10時～19時(必要に応じ休日、夜間)	事務所	1名	障害児(延べ34名)	99
異世代交流事業	赤ちゃんから高齢者まで、国籍や障がいに関係なく、集まれる居場所	月～土 10時～17時(必要に応じ休日、夜間)	事務所、いずみホール、ボランティア活動センター、レホーなど	9名	一般市民(延べ200名)	88

## 平成26年度 事業報告書

平成26年4月1日から 平成27年3月31日まで

特定非営利活動法人 ワーカーズ風ぐるま

## 1 事業の成果

- 1、家事及び育児等、自立援助に係る事業は、一人ひとりの状態を把握しながらチームで連携して必要なケアを提供することができた。
- 2、一時預り、親子ひろば等、子育て支援に係る事業は、これまでの協働事業の経験を生かし、親子の居場所を提供した。この中で、発達障害に悩む親子や支援者と出会い、この分野の活動の必要性を認識し、地域における支援者の養成講座を企画し、助成金の申請をした。
- 3、非常時の経済支援に関わる事業は、新たなサービスを地域に生かすための学習会に参加した。
- 4、障害者等日中時間預り事業は、利用者とヘルパーが増え、活動が広がった。
- 5、異世代交流事業では、地域で活動する他団体とも連携して、工作教室やリトミック等を継続しておこなうことで、地域の中で活動をアピールできた。

## 2 事業の実施に関する事項

## (1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施日	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	事業費の金額(千円)
家事及び育児等、自立援助に係る事業	介護保険対象外の在宅支援、産前産後・働く女性などへの家事援助	月～金 10時～17時(必要に応じ休日、夜間)	利用者宅(付き添い除く)	14名	一般市民(延139名)	2,078
一時預り、親子ひろば等、子育て支援に係る事業	事務所での一時預り・二次保育、子育てひろば運営、学校等の送り迎え	月～金 10時～17時(必要に応じ休日、夜間)	事務所、恋ヶ窪会館、利用者宅	4名	主に0歳～12歳までの子どもと保護者(延べ147名)	155
非常時の経済支援に係る事業	病気、事故負傷、ハンディを持ったとき、出産等サポートが必要などときの経済支援	365日	該当者宅または病院	2名	一般市民(10名)	15
障害者等日中時間預り事業	障害者の一時預り	月～金 10時～19時(必要に応じ休日、夜間)	事務所	5名	障害児(延べ30名)	804
異世代交流事業	赤ちゃんから高齢者まで、国籍や障がいに関係なく、集まれる居場所	月～土 10時～17時(必要に応じ休日、夜間)	事務所、いずみホール、ボランティア活動センター、Lホー	2名	一般市民(延べ10名)	1

平成26年度の活動

	風ぐるま全体	おやこのひだまり関係	研修等
4月			
5月		9日 レンジでデン！おやつを作ろう！	31日 縁が輪をつくる！人が育てばまちが育つ！！
6月			6日 コミュニティケアとコーディネーターの役割 13日 陣書を持つ人の理解と接し方 26日 子育て支援の意味とサポートのあり方 15日 接遇・傾聴・コミュニケーション能力向上
7月	7日 たなばたミニコンサート 26日 リサイクル工作教室		
8月	22日 しゅくだい広場		
9月	24日 風ぐるま10周年感謝祭		3日 子ども子育て支援制度からスタートがみえるたすけあいワーカーズの取り組み
10月		24日 ヨガで丹田力をつけよう	17日 精神障がい者の現状と支援のあり方
11月		21日 五感を使って身体遊びとりとみつくらしがぶ♪	
12月	1日 クリスマスマニコンサート	12日 クリスマスおやつ作り	9日 子ども子育て支援制度からスタートがみえるたすけあいワーカーズの取り組み
1月		23日 昔遊びの会	
2月		20日 発達に凸凹があっても大丈夫！	
3月			



平成27年度の活動

	風ぐるま全体	おやこのひだまり関係	研修等
4月	19日 市民活動フェスティバル	21日 リトミック	
5月	26日 ゆるいく倶楽部①	22日 レンジで作る簡単パウンドケーキ	19日 ACTのコミュニケーションについて 30日 繋がりの中で支えあえる大きな家族 そんな社会をつくりたい
6月	2日 ゆるいく倶楽部② 9日 ゆるいく倶楽部③ 13日 ゆるいく倶楽部④ 23日 ゆるいく倶楽部⑤	19日 おしえて、栄養士さん	3日 コミュニケーションとコーディネーターの役割
7月	6日 セタミニコンサート	17日 おしえて、栄養士さん2	2日 接遇・傾聴・コミュニケーション能力向上
8月	14日 工作教室 25日 しゅくだい広場	21日 エクステージ	18日 スウェーデンの人はなぜひとり暮らしできるのか？
9月		25日 おしやべりカフェ	15日 子ども子育て支援制度からスタートがみえるたすけあいワーカーズの取り組み 16日 労務
10月		16日 親子ヨガ	17日 精神障がい者の現状と支援のあり方
11月		20日 スクラップブックキング	15日 子どものお心を理解し、ともに支えよう～思春期、青年期～ 18日 マイナビナー制度運用上の危機管理
12月	7日 クリスマスマニコンサート	18日 スクラップブックキング2	10日 育児支援ヘルパー研修 15日 接遇・傾聴・コミュニケーション能力向上
1月			17日 認知症になっても大丈夫！！こんな居場所があったんだ！ 20日 各ワーカーズの独自事業
2月			21日 たすけあいワーカーズってなあに 4日 子育て世代が働くということ
3月			



## 国分寺市協働事業審査会委員名簿

委員種別	氏名	職業など
1号委員	服部 篤子	社会起業家研究ネットワーク CAC 代表
同 上	藤枝 香織	一般社団法人ソーシャルコーディネートかながわ副理事
同 上	林 大樹	国立大学法人一橋大学大学院社会学研究科教授
2号委員	内藤 達也	政策部長
3号委員	塩野目 龍一	総務部長
4号委員	水越 寿男	市民生活部長

(任期) 第6期 H26.11.1～H28.10.31 (1号委員のみ)

※会長 服部 篤子

※副会長 内藤 達也

---

平成 27 年度募集公募型協働事業審査結果のまとめ  
(平成 28 年度実施事業)

発行：平成 28 年 3 月 国分寺市市民生活部協働コミュニティ課  
問合せ：協働コミュニティ課 電話：042-325-1991

---